

学校法人志學館学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2019年4月1日 ~ 2022年3月31日

2. 目 標 :

目標1 職場のハラスメントを防止するため、年2回以上研修による周知徹底を図る。

【取 組】

2019年4月 ~ 2022年3月

毎年、管理職に対するハラスメント研修を実施し、意識付けを行う。

2019年4月 ~ 2020年3月

さらに管理職以外の教職員にもハラスメントに関する情報を提供し、意識付けを行う。

2020年4月 ~

ハラスメントに関する意識調査を実施し、研修及び情報提供の効果を検証する。その結果は次期行動計画に反映させていく。

目標2 育児休業取得率80%以上及び復職3年経過後の継続就業率100%を目指す。

【取 組】

2019年4月 ~

全教職員に対し「育児休業・育児短時間勤務制度」の周知徹底を図り、男性教職員の育児参画及び周囲の理解を促す。

2020年4月 ~

さらに「子の看護休暇」「介護休業・介護短時間勤務制度」等、利用可能な両立支援制度の周知徹底も図る。

目標3 長時間労働の職場風土を改善する。

【取 組】

2019年4月 ~ 2020年3月

帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底を図る。

年次有給休暇の取得率向上を全教職員に発信する。

2020年4月 ～ 2021年3月

管理職の年次有給休暇の取得を促し、年次有給休暇の付与日数のうち20%を取得させる。

2021年4月 ～ 2022年3月

全教職員の年次有給休暇の取得状況を「女性活躍推進法による一般行動計画策定」初年度（2016年度）を基準に経年比較し、検証する。

その結果は次期行動計画に反映させ、段階的に取得率が上がるように検討する。